

締約国に関する情報 VN	ベトナム 一般情報	附属書 B 1 VN
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Viet Nam (IP Viet Nam) (ベトナム知的所有権庁 (IP Viet Nam))	
所在地及び郵便のあて名	384-386 Nguyen Trai Street, Thanh Xuan District, Ha Noi, Viet Nam	
電話番号	(84-24) 3558 82 17, 3858 30 69	
ファクシミリ装置	(84-24) 3858 84 49	
電子メール	vietnamipo@ipvietnam.gov.vn	
インターネット	www.ipvietnam.gov.vn	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。	
ベトナムの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人 ¹ の選択によりベトナム知的所有権庁 (IP Viet Nam) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ベトナムが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	ベトナム知的所有権庁 (IP Viet Nam) (国内段階参照)	
ベトナムを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許 ² , 実用解決特許	
国際型調査に関するベトナムの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

1 ベトナムの居住者は、次の場合に限りWIPO国際事務局に直接出願できる。(i) ベトナム知的所有権庁 (IP Viet Nam) が書面で認証した後、(ii) 同一の特許出願をベトナム知的所有権庁 (IP Viet Nam) に行った場合。

2 特許は「発明特許」を意味し、「実用解決特許」から区別される。

VN

ベトナム (続き)

VN

ベトナムが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

ベトナムが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は命令の受領時から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

なし